

平成24年8月2日

インターネットに関する普及啓発・教育事業の取り組み (東京都消費生活総合センター)

1 出前講座

東京都消費生活総合センターでは、消費者問題に関する一定の知識を身につけた消費者啓発員（コンシューマー・エイド）を養成し、各種団体が自主的に開催する講座等に消費者啓発員を講師として派遣している。

また、悪質商法から若者の被害を防止するために、学校向けの「出前講座」を実施し、インターネット、携帯電話、クレジットカードなどにおける代表的なトラブル事例への対処法を講義している。

昨年度の学校向けの講座は119回実施し、そのうち、**インターネットに関する講座は8回開催**している。

2 出前寄席

当センターは、消費者被害の未然防止等の啓発のため、悪質商法の手口や実態、その対応策等を、落語・漫才・コント型式でも実施している。大学の落語研究会や社会人の消費者啓発ボランティアグループなどの協力を得て、学習会を企画する人々との協働で「出前寄席」を実施している。

昨年度は98回実施しているが、そのうち、**インターネットに関する講座は、9回開催**している。

3 学習教材

毎年Web教材1本とDVD教材2本を制作しているが、23年度は、**高校生向けにインターネットに係るWeb教材を制作**した。インターネットショッピング、オークション、オンラインゲーム、著作権等の各種問題を取り上げ、それを疑似体験やクイズなどを通じて学習し、授業でも活用してもらっている。

4 消費者問題講座

都民や教員などを対象にした消費者問題講座を開催している。23年度は、教員講座（全16回）を実施したが、モバイルコンテンツ協会の会員による「子供たちの現実！ケータイで何をしているのか？」の講座と大学教授による「ネット・ケータイ世代のメディアリテラシー」の講座を**インターネット関連の講座**として実施した。また、一般都民向け連続講座（マスター講座全14回）においても、情報化社会の歩き方～ソーシャルメディアの活用～の講座をインターネットに係る講座として**1講座開催**している。